

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

序論 海岸保全基本計画策定にあたって 1. 紀伊水道西沿岸の概要

序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 紀伊水道西沿岸の概要

紀伊水道西沿岸は、徳島県鳴門市の孫崎から阿南市南端の蒲生田岬に連なる紀伊水道に面した沿岸で、吉野川や那賀川河口には平野が広がり、徳島県の中心市街地が形成されている。

海岸一帯は沈降海岸で、東西に分布する地質構造の影響を受け、島しょ・礁を形成し、橋湾付近では沈降型の多島海、小松島市和田島は砂嘴（さし）地形を示している。



鳴門海岸

沿岸北部の大毛島一帯は瀬戸内海国立公園に、南部の阿南市沿岸部は室戸南海岸国定公園に指定されている他、伊島の暖地性植物群落などの特定植物群落やアカウミガメの産卵場所（阿南市の蒲生田岬）が存在するなど、豊かな自然を有している。また、吉野川、那賀川の河口付近には干潟が残り、貴重な動植物の生息地となっている。



大神子海岸

吉野川より北部と沿岸南部の阿南市周辺には、海水浴場や海辺のキャンプ場が多く、小松海岸、見能林海岸、月見ヶ丘海岸などはサーフポイントとなっている。

一方、那賀川から北部の和田島にかけては、侵食が著しい地域であり、侵食対策及び養浜等による砂浜の再生が必要な地域である。



今津坂野海岸

当沿岸は太平洋につながり外洋性をおびているため、台風などによる高波の影響を強く受け、第二室戸台風等の風水害により広範囲で浸水被害を受けている。また、当沿岸南部では津波による危険度が高く、十分な警戒が必要である。

なお、平成13年9月に文部科学省より、今後30年以内での南海地震発生率は約40%とする長期評価が公表され、平成14年7月には南海トラフを震源とするマグニチュード8クラスの巨大地震に備え防災対策を強化するための「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案」が衆議院本会議で可決されている。



北ノ脇海水浴場

このように、紀伊水道西沿岸は、豊かな自然環境と貴重な砂浜の保全及び高潮や波浪・地震・津波に対する警戒が必要な地域である。

序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 紀伊水道西沿岸の概要

紀伊水道西沿岸は、徳島県鳴門市の孫崎から阿南市の蒲生田岬に連なる紀伊水道に面した沿岸で、吉野川や那賀川の河口には平野が広がり、大規模な市街地が形成されている。

沿岸一帯は、大小さまざまな島や岩礁などが存在する沈降海岸であり、橋湾付近は沈降型の多島海、小松島市和田島は砂嘴（さし）地形を示している。



鳴門海岸

沿岸北部の大毛島一帯は瀬戸内海国立公園に、南部の阿南市沿岸部は室戸南海岸国定公園に指定されている他、伊島の暖地性植物群落などの特定植物群落やアカウミガメの産卵場所（阿南市の蒲生田岬）が存在するなど、豊かな自然を有している。また、吉野川、那賀川の河口付近には干潟が残り、貴重な動植物の生息地となっている。



大神子海岸

吉野川より北部と沿岸南部の阿南市周辺には、海水浴場や海辺のキャンプ場が多く、小松海岸、見能林海岸、月見ヶ丘海岸などはサーフポイントとなっている。

一方、那賀川から北部の和田島にかけては、侵食が著しい地域であり、侵食対策及び養浜等による砂浜の再生が必要な地域である。



北ノ脇海水浴場

当沿岸は太平洋からの外洋性をおびており、台風などによる高波の影響を強く受けるため災害も多く、さらに、南海トラフを震源とする地震による津波被害が懸念されている。

昭和南海地震からすでに70年近くが経過し、平成26年1月には地震調査研究推進本部から南海トラフを震源とするマグニチュード8～9クラスの地震発生確率が「今後30年以内で70%程度」と公表されるなど、その切迫度は徐々に高まっている。



蒲生田岬

このように、紀伊水道西沿岸は、豊かな自然環境と貴重な砂浜の保全及び高潮や波浪・地震・津波に対する警戒が必要な地域である。

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

序論 海岸保全基本計画策定にあたって 2. 紀伊水道西沿岸の区域

2. 紀伊水道西沿岸の区域

紀伊水道西沿岸の区域は下記のとおりで、徳島県下における鳴門市、徳島市、小松島市、阿南市、松茂町、那賀川町の4市2町である。



2. 紀伊水道西沿岸の区域

紀伊水道西沿岸の区域は下記のとおりで、徳島県下における鳴門市、徳島市、小松島市、阿南市、松茂町の4市1町である。



紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

序論 海岸保全基本計画策定にあたって 3. 紀伊水道西沿岸における海岸保全基本計画の策定手法 3-1. 紀伊水道西沿岸における計画策定方針

3. 紀伊水道西沿岸における海岸保全基本計画の策定手法

3-1. 紀伊水道西沿岸における計画策定方針

<徳島県における計画策定方針>

- 「本基本計画」では、海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸については対象範囲に含むこととした。また、自然的・社会条件等の変化により、今後さらに対象範囲が拡大する可能性もある。
○海岸保全施設整備の整備に関する事項：「海岸保全区域」を対象
○その他、海岸の管理に関する事項：「海岸保全区域」及び「一般公共海岸区域」を対象
- 「本基本計画」の内容は、改正海岸法に定められている「定めるべき基本的な事項」に加え、沿岸・地域（ゾーン）・各海岸（海岸保全区域及び保全すべき区域の全ての海岸）毎に、目指すべき方向性・海岸保全への取組み方針についても定めるものとする。
- 「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・各海岸毎に地元住民・関係市町・県等が協力し、目指すべき方向に向け、取組みを推進していくものである。
- 海岸整備事業（国の補助事業）としては、主に、高潮（津波）対策、侵食対策、環境整備及び局部改良の4事業があり、これらの事業を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。したがって、優れた自然環境を有し、かつ、背後地の重要度が極めて低いことから手を加えない海岸や維持補修等に対応できる海岸については「整備対象海岸」の対象外とする。
- 抽出した「整備対象海岸」毎に整備計画を策定するが、今後の事業着手に伴う詳細検討（調査・計画・設計）における整備の方向性を示すものである。
具体的な施設規模、構造及び工法等については、詳細設計段階にて検討し、地元説明会等を経て決定していく。
- 「基本計画」の計画期間は、今後概ね20年間とするが、自然的・社会的状況の変化などにより必要に応じて見直しを行うものとする。また、「整備対象海岸」の優先度評価については、総合的な判断から短期・中期・長期の3段階に区分する。

3. 紀伊水道西沿岸における海岸保全基本計画の策定手法

3-1. 紀伊水道西沿岸における計画策定方針

<徳島県における計画策定方針>

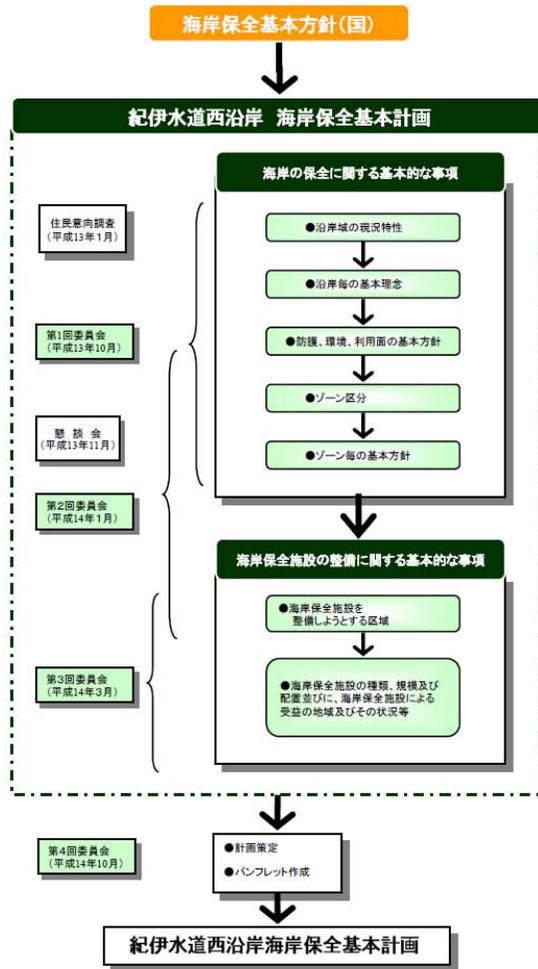
- 「本基本計画」では、海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸については対象範囲に含むこととした。また、自然的・社会条件等の変化により、今後さらに対象範囲が拡大する可能性もある。
○海岸保全施設整備の整備に関する事項：「海岸保全区域」を対象
○その他、海岸の管理に関する事項：「海岸保全区域」及び「一般公共海岸区域」を対象
- 「本基本計画」の内容は、改正海岸法に定められている「定めるべき基本的な事項」に加え、沿岸・地域（ゾーン）・各海岸（海岸保全区域及び保全すべき区域の全ての海岸）毎に、目指すべき方向性・海岸保全への取組み方針についても定めるものとする。
- 「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・各海岸毎に地元住民・関係市町・県等が協力し、目指すべき方向に向け、取組みを推進していくものである。
- 海岸事業[※]を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。
したがって、優れた自然環境を有し、かつ、背後地の重要度が極めて低いことから手を加えない海岸や維持補修等に対応できる海岸については「整備対象海岸」の対象外とする。
※海岸事業：高潮対策事業、侵食対策事業、海岸耐震対策緊急事業、海岸堤防等老朽化対策緊急事業、海岸環境整備事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業
- 抽出した「整備対象海岸」毎に整備計画を策定するが、今後の事業着手に伴う詳細検討（調査・計画・設計）における整備の方向性を示すものとする。
具体的な施設規模、構造及び工法等については、詳細設計段階にて検討し、地元説明会等を経て決定していくこととする。
- 「本基本計画」の対象期間は、今後20年から30年間とする。
なお、自然的・社会的状況の変化などにより必要に応じて見直しを行うものとする。

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

序論 海岸保全基本計画策定にあたって 3. 紀伊水道西沿岸における海岸保全基本計画の策定手法 3-2. 紀伊水道西沿岸における計画策定フロー

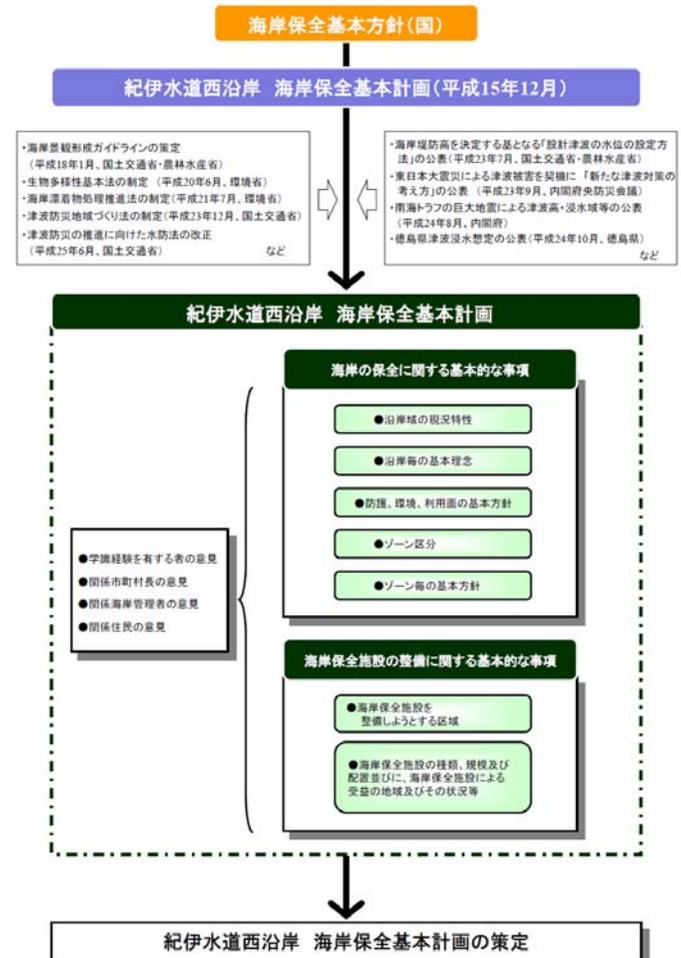
3-2. 紀伊水道西沿岸における計画策定フロー



計画策定フロー



3-2. 紀伊水道西沿岸における計画策定フロー



計画策定フロー



紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現状及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現況

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

1-1. 海岸の現況

(1) 自然特性の概要

- 気象・海象：
 - 年平均気温・年間降水量は、それぞれ約16℃、約1,500～2,000mmで南部にいくほど降水量は多くなっている。沿岸海域における夏期と冬期の水温差は、約15℃である。
 - 海象はやや外洋性をおびているが、夏期の季節風及び台風の影響以外に大きな波を受けることは少ない。南部は太平洋からのうねりが来襲し、うねりと風波が混在する特性を持つ。黒潮の影響はあまり受けない。
- 地形・地質：
 - 吉野川、那賀川のデルタ地帯として形成された、沖積層からなる徳島平野が大きく開けている。
 - 沿岸一帯は沈降海岸で、東西に分布する地質構造の影響を受け、島しょ・礁を形成している。橋湾付近では沈降型の多島海、小松島市和田島は砂嘴（さし）地形を示している。
 - 海底地形は、徳島平野の裾が遠く海面下までおよび、泥質の底質を形成し、天然礁の分布は少ない。
- 生物相・水質：
 - 沿岸部に住宅地や水田が広がっているため、森林植生はあまりみられない。阿南市橋湾沿岸部にクロマツ群落分布している。
 - 沿岸部における特定植物群落では、伊島の暖地性植物群落、飛島のイブキ群落、籠の塩生植物群落、弁天島熱帯性植物群落、海正八幡の暖地性植物群落及び金磯のアコウ自生地がある。
 - 沿岸部における自然保護上貴重な動物種としては、吉野川河口域、勝浦川河口域及び那賀川河口域などにおいてシオマネキやハクセンシオマネキの生息が確認されている。また、阿南市の蒲生田岬においてアカウミガメの産卵が確認されている。
 - 吉野川河口一帯では、多くの甲殻類、昆虫類及び貝類が確認されている。吉野川河口に分布しているハマグリは水産庁による希少種として取り扱われている。
 - 徳島市や阿南市周辺で多種類の藻場が分布しているが、減少・消滅した箇所が市街地付近に多くみられる。
 - 工場・事業所等が多く、流入河川の汚濁が見られる海域が広がるが、CODに係わる環境基準は達成している。また、海水浴場としての透明度も良好である。

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

1-1. 海岸の現況

(1) 自然特性の概要

- 気象・海象：
 - 年平均気温・年間降水量は、それぞれ約16℃、約1,500～2,500mmで南部にいくほど降水量は多くなっている。沿岸海域における夏期と冬期の水温差は、約15℃である。
 - 海象はやや外洋性をおびているが、夏期の季節風及び台風の影響以外に大きな波を受けることは少ない。南部は太平洋からのうねりが襲来し、うねりと風波が混在する特性を持つ。黒潮の影響はあまり受けない。
- 地形・地質：
 - 吉野川、那賀川のデルタ地帯として形成された、沖積層からなる徳島平野が大きく開けている。
 - 沿岸一帯は、大小さまざまな島や岩礁が存在する沈降海岸であり、橋湾付近は沈降型の多島海、小松島市和田島は砂嘴（さし）地形を示している。
 - 海底地形は、徳島平野の裾が遠く海面下までおよび、泥質の底質を形成し、天然礁の分布は少ない。
- 生物相・水質：
 - 沿岸部に住宅地や水田が広がっているため、森林植生はあまりみられない。阿南市橋湾沿岸部にクロマツ植林が分布している。
 - 沿岸部における特定植物群落では、伊島の暖地性植物群落、飛島のイブキ群落、「籠の塩生」植物群落、弁天島熱帯性植物群落、海正八幡の暖地性植物群落及び金磯のアコウ自生地がある。
 - 沿岸部における自然保護上貴重な動物種としては、吉野川河口域、勝浦川河口域及び那賀川河口域などにおいてシオマネキやハクセンシオマネキの生息が確認されている。また、阿南市の蒲生田岬においてアカウミガメの産卵が確認されている。
 - 吉野川河口一帯では、多くの甲殻類、昆虫類及び貝類が確認されている。吉野川河口に分布しているハマグリは水産庁による希少種として取り扱われている。
 - 沿岸域に多種類の藻場が分布しているが、埋立てや「磯焼け」*により消滅・減少している。また、吉野川、那賀川の河口付近には干潟が残り、貴重な動植物の生息地となっている。
 - CODは、工場・事業所等が多い沿岸部周辺でやや測定値が高くなっているが、環境基準は達成している。また、海水浴場としての透明度も良好である。

*「磯焼け」とは、浅海の岩礁・転石域において、海藻の群落（藻場）が季節的に消長や多少の経年変化の範囲を越えて著しく衰退または消失して貧植生状態となる現象（水産庁）

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現状及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現況

- 自然公園・保護区：
 - 沿岸北部の大毛島一帯は瀬戸内海国立公園に、南部の阿南市沿岸部は室戸阿南海岸国定公園に指定されて、沿岸部の多くは第2種特別地域に指定されている。
 - 特別鳥獣保護地区は徳島市の一部に指定されている。鳥獣保護区は阿南市にあるが、その他はほとんど銃猟禁止区域となっている。
 - 保安林は、阿南市にある程度のまとまった指定があるが、平野が開けていることもあり全体的には少ない。

- 海岸景観・文化財：
 - 阿南市の橘湾一帯は、多島海による美しい景観を形成している。淡島海岸や北の脇海岸など松林を背景とした風光明媚な砂浜海岸が残っている。
 - 文化財としては、特定植物群落が天然記念物に指定されている他、鳴門市の名勝地（鳴門）と阿南市の天然記念物（アカウミガメの産卵地）が上げられる。



伊島の様子



アカウミガメの産卵地（蒲生田海岸）

- 自然公園・保護区：
 - 沿岸北部の大毛島一帯は瀬戸内海国立公園に、南部の阿南市沿岸部は室戸阿南海岸国定公園に指定されて、沿岸部の多くは第2種特別地域に指定されている。
 - 鳥獣保護区は徳島市や阿南市の一部に、また、鳥獣保護区特別保護地区が阿南市伊島の一部に指定されている。その他はほとんど特定猟具使用禁止区域（銃器）となっている。
 - 保安林は、阿南市にある程度のまとまった指定があるが、平野が開けていることもあり全体的には少ない。

- 海岸景観・文化財：
 - 本県の海岸は、北部が瀬戸内海国立公園、南部が室戸阿南国定公園に指定され、総延長約400キロメートルで、大部分は太平洋に面している。
 - 海岸の景観は、蒲生田岬を境として、北部は砂浜海岸で、南部は直接海に迫る海岸が多く、著しい対照をなしている。
 - 鳴門海峡は、世界の三大潮流のひとつに数えられ、大潮のころには、潮の流れが時速20 km/h以上にもなり、直径30mに達する渦潮が見られ、県下を代表する景観となっている。
 - 阿南市の橘湾一帯は、日本三景の「松島」にも比される多島海による美しい景観を形成している。北ノ脇など松林を背景とした風光明媚な砂浜海岸ある。
 - 文化財としては、鳴門市の名勝地（鳴門）の他、弁天島熱帯性植物群落や阿南市蒲生田のアカウミガメの産卵地が天然記念物に指定されている。



沿岸を代表する景観である鳴門海峡のうず潮

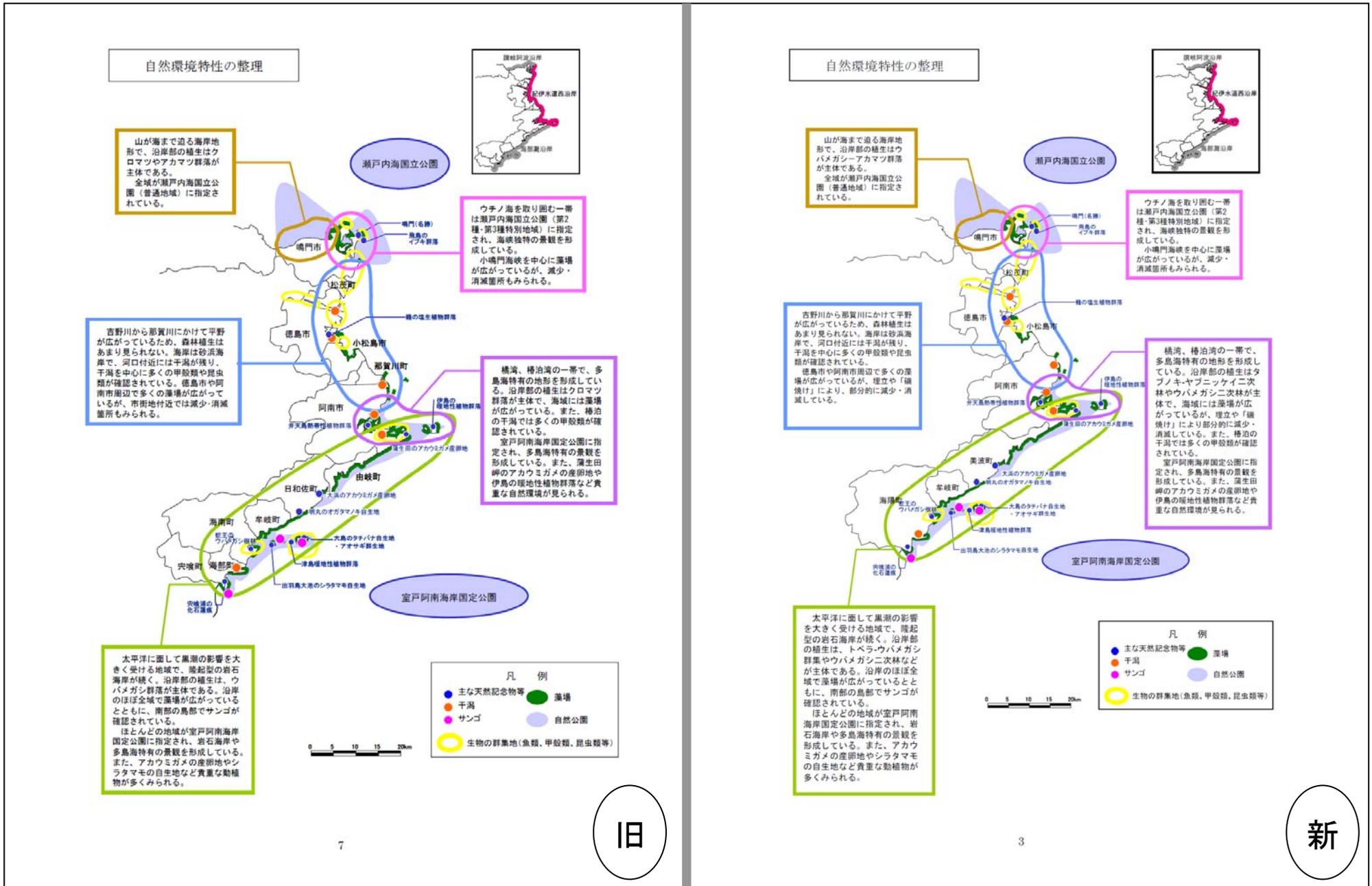


アカウミガメの産卵地となっている蒲生田海岸

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現状及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現況



紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現状及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現況

(2) 社会特性の概要

- 土地利用及び人口分布：
 - 吉野川や那賀川によって形成された平野が広がり、県下で最も人口が集中している地域である。
 - 徳島市の人口は 26 万人を超え、県下で最も人口の集中した市街地を有する。
 - 徳島市の市街地周辺や南部にかけて農地の利用が多い。また、小松島市は海岸沿いに工場などが立地している。
- 交通：
 - 道路網は、徳島市を中心に充実しているが、交通渋滞も多く見られる。また、阪神方面への高速バスの利用者が多い。
 - 鉄道は、主要都市を連絡しており、鉄道利便性も高い。
 - 海路は、徳島市と東京・和歌山・北九州を連絡する広域的な航路があるとともに、阿南市答島から伊島への連絡船が運行されている。
 - 空路は、当沿岸北部の松茂町に徳島空港があり、東京・札幌・福岡・名古屋への 4 空路がある。
- 産業：
 - 当沿岸は都市的地域が多く、特に徳島市では第 1 次産業の比率が 5.5%と低く、第 3 次産業の割合が 69.8%と高くなっており、都市型の構造をしている。
 - 那賀川町や阿南市では、周辺と比べても第 2 次産業の割合が高くなっている。



市街地の様子(徳島小松島港海岸)



広がる農地 (今切港海岸)

旧

(2) 社会特性の概要

- 土地利用及び人口分布：
 - 吉野川や那賀川によって形成された平野が広がり、県下で最も人口が集中している地域である。
 - 徳島市の人口は 26 万人を超え、県下で最も人口の集中した市街地を有する。また、鳴門市から阿南市にかけての海岸線の都市には約 45 万人が住み、県内人口の約 6 割に及ぶ。
 - 徳島市の市街地周辺や南部にかけて農地の利用が多い。また、小松島市及び阿南市は海岸沿いに工場などが立地している。
- 交通：
 - 道路網は、徳島市を中心に充実している。また、四国横断自動車道(鳴門ジャンクション-阿南)が事業中となっており、当該路線が整備されると徳島県南部への交通アクセスも容易になる。
 - 鉄道は、主要都市を連絡しており、鉄道利便性も高い。
 - 海路は、徳島市と東京・和歌山・北九州を連絡する広域的な航路があるとともに、阿南市答島から伊島への連絡船が運行されている。
 - 空路は、当沿岸北部の松茂町に徳島阿波おどり空港があり、東京・福岡への 2 空路がある。
- 産業：
 - 当沿岸は都市的地域が多く、特に徳島市では第 1 次産業の比率が 3.7%と低く、第 3 次産業の割合が 72.1%と高くなっており、都市型の構造をしている。
 - 阿南市では、周辺と比べても第 2 次産業の割合が高くなっている。



沿岸沿いに立地する工場や倉庫



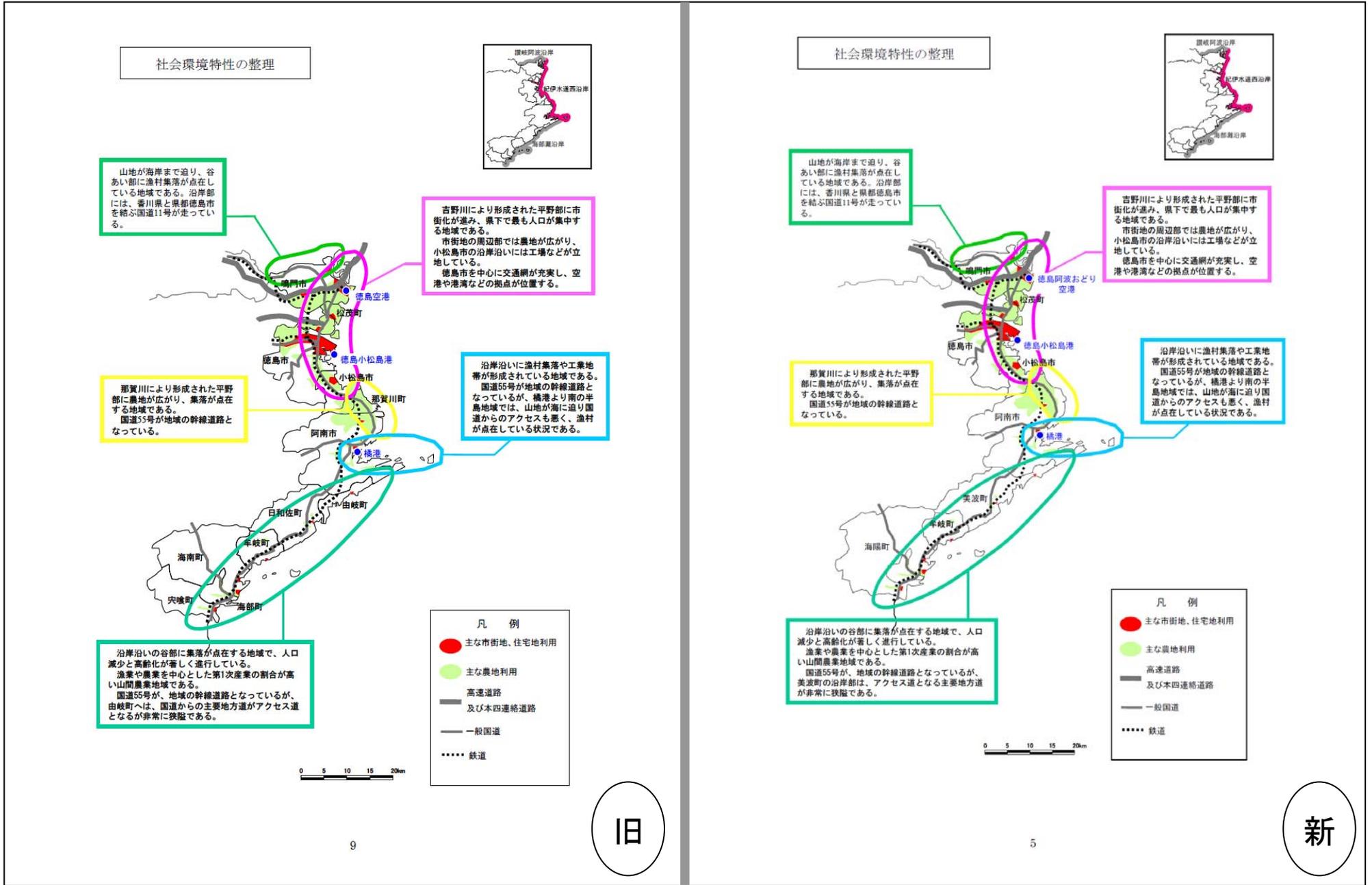
今切港海岸の背後に広がる農地

新

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現状及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現況



紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現状及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現況

(3) 海岸特性の概要

- 海岸災害：
 - 第二室戸台風（昭和 36 年）等の風水害による被害は最も顕著であり広い範囲で浸水被害を受けている。近年では、昭和 62 年から平成 6 年にかけての台風による被害があり、離岸堤や突堤の復旧事業を行っている。
 - 安政南海地震をモデルとした津波シミュレーションの結果、橘湾と椿泊湾に危険度 B（津波が堤防を越え、堤防高との差が 1 m 以上で、津波の到達時間が 30 分以上）の海岸がある。橘港では、津波対策のための整備を行っている。
 - 徳島県下において、最も被害をもたらす想定地震における当沿岸部における想定震度は 6 弱～6 強である。液状化の程度は、沿岸部一帯の広範囲で非常に高いと想定される。県下他の 2 沿岸（讃岐阿波、海部灘）に比べ、地震に対する危険度は最も高く、また被害も広範囲にわたると想定される。
- 海岸侵食：
 - 今津坂野海岸においては過去大規模な海岸侵食を受けており、現在、大規模突堤による侵食対策事業を実施している。
 - 吉野川や那賀川が、主な土砂の供給源となっている。
- 対象外力：
 - 太平洋からのうねりが来襲する沿岸であるが、蒲生田岬、日ノ御崎により、波浪エネルギーが減衰するため、海部灘沿岸に比べ来襲波高は小さい。小松島港、橘湾及び椿泊湾については、紀伊水道内で発生する風波が対象外力となる。



侵食海岸（今津坂野海岸）



津波・高潮対策（橘湾）

(3) 海岸特性の概要

- 海岸災害：
 - 第二室戸台風（昭和 36 年）等の風水害による被害は最も顕著であり広い範囲で浸水被害を受けている。近年では、昭和 62 年から平成 6 年にかけての台風による被害があり、離岸堤や突堤の復旧事業を行っている。
 - 徳島県全体での南海トラフ巨大地震の津波による人的被害は、最大 26,900 人に及ぶことが想定されている。
 - 当沿岸における南海トラフ巨大地震の津波到達時間（海面変動 20 cm）は、最も短い箇所である阿南市伊島一前島橋の 12 分である。最大波の津波水位（T.P.）は最も高い箇所である阿南市福井川河口の 8.2m となっている。
 - 当沿岸部の地質は主に砂礫による沖積層であり、南海トラフの巨大地震等により、沿岸部の広範囲で液状化による被害が発生することが想定される。
- 海岸侵食：
 - 今津坂野海岸においては過去大規模な海岸侵食を受けており、現在、大規模突堤による侵食対策事業を実施している。
 - 吉野川や那賀川が、主な土砂の供給源となっている。
- 対象外力：
 - 対象外力は、沿岸のほぼ全域で台風に伴う高潮や波浪となるが、橘湾や椿泊湾では、津波が対象外力となる。



坂野地区海岸

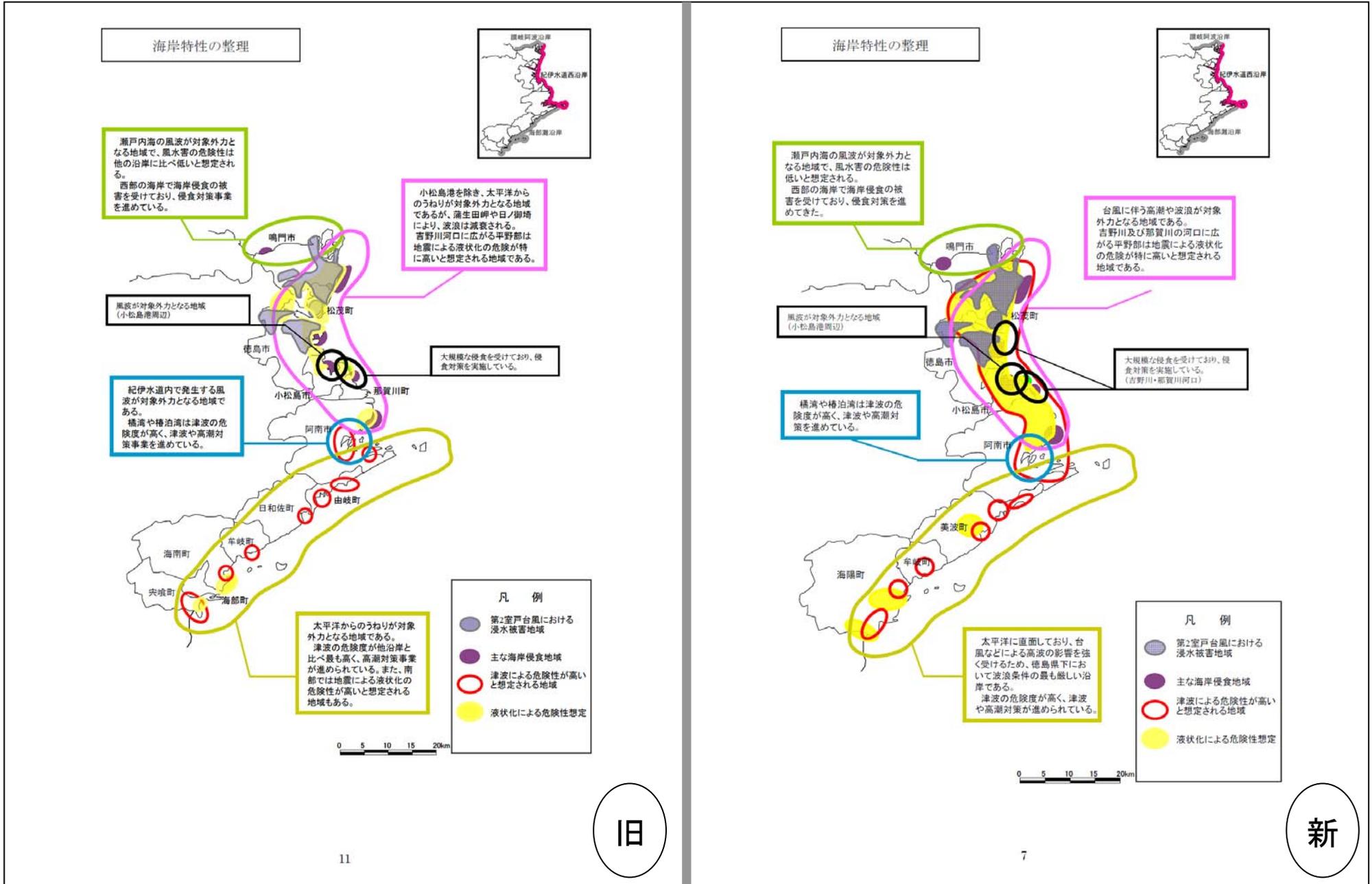


橘湾

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現状及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現況



紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現状及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現況

(4) 利用特性の概要

- 漁業利用の状況 : ○代表的な漁業は、小型底びき網、パッチ網、刺網、延縄、一本釣、定置網及び採貝等であり、いわし、あじ、たちうお、えび及びはも等を漁獲している。また、河川の流入する河口付近を中心に、のり養殖が盛んで、浅海面でのわかめ養殖、湾入部でのハマチ養殖なども行われている。
- 観光レクリエーション利用 : ○海水浴場やキャンプ場は、ともに吉野川より北部と阿南市に集中している。サーフポイントは小松海岸、見能林海岸及び月見ヶ丘海岸などを中心とする地域と、那賀川付近に集中している。釣り場ポイントは徳島市南部から小松島市にかけて集中しており、磯釣り場は阿南市付近に多く存在する。
○レクリエーション施設や公園などが広く分布し、鳴門市、松茂町、小松島市及び阿南市では、海に関するイベントが行われている。
- 港湾施設の利用 : ○徳島小松島港や橘港の2つの重要港湾と撫養港、栗津港、今切港、中島港及び富岡港の5つの地方港湾を有する。2つの重要港湾で県内シェア82%の海上貨物取扱量を扱っている。
- 主要地域計画及び土地利用希望 : ○地域計画としては、鳴門市から小松島市にかけての徳島東部都市計画道路、小松島本港地区活性化計画及び徳島市周辺での水辺の環境整備事業があるほか、港湾整備事業も行われている。
○土地利用希望としては、南部の沿岸に観光・レクリエーション拠点の整備が望まれている箇所が集中している。



北ノ脇海水浴場



重要港湾（徳島小松島港）

(4) 利用特性の概要

- 漁業利用の状況 : ○代表的な漁業は、小型底びき網、パッチ網、刺網、延縄、一本釣、定置網及び採貝等であり、日本有数の漁獲量を誇り、県がブランド品目として育成しているハモやシラス(ちりめん)をはじめ、アジ、タチウオ、エビ等を漁獲している。また、河口付近を中心にノリ養殖が盛んで、浅海面でのワカメ養殖、湾入部でのハマチ養殖なども行われている。
- 観光レクリエーション利用 : ○海水浴場やキャンプ場は、ともに吉野川より北部と阿南市に集中している。サーフポイントは小松海岸、見能林海岸及び月見ヶ丘海岸などを中心とする地域と、那賀川付近に集中している。釣り場ポイントは徳島市南部から小松島市にかけて集中しており、磯釣り場は阿南市付近に多く存在する。
○レクリエーション施設や公園などが広く分布しており、中林漁港海岸の観光地引き網のような海に関するイベントも行われ、多くの観光客が訪れている。
- 港湾施設の利用 : ○徳島小松島港や橘港の2つの重要港湾と撫養港、栗津港、今切港、中島港及び富岡港の5つの地方港湾を有する。2つの重要港湾で県内シェア約8割の海上貨物取扱量を扱っている。
- 主要地域計画及び土地利用希望 : ○地域計画としては、鳴門市から小松島市にかけての徳島東部都市計画道路、小松島本港地区活性化計画及び徳島市周辺での水辺の環境整備事業があるほか、港湾整備事業も行われている。
○土地利用希望としては、南部の沿岸に観光・レクリエーション拠点の整備が望まれている箇所が集中している。



レクリエーション拠点
となっている岡崎海釣り公園

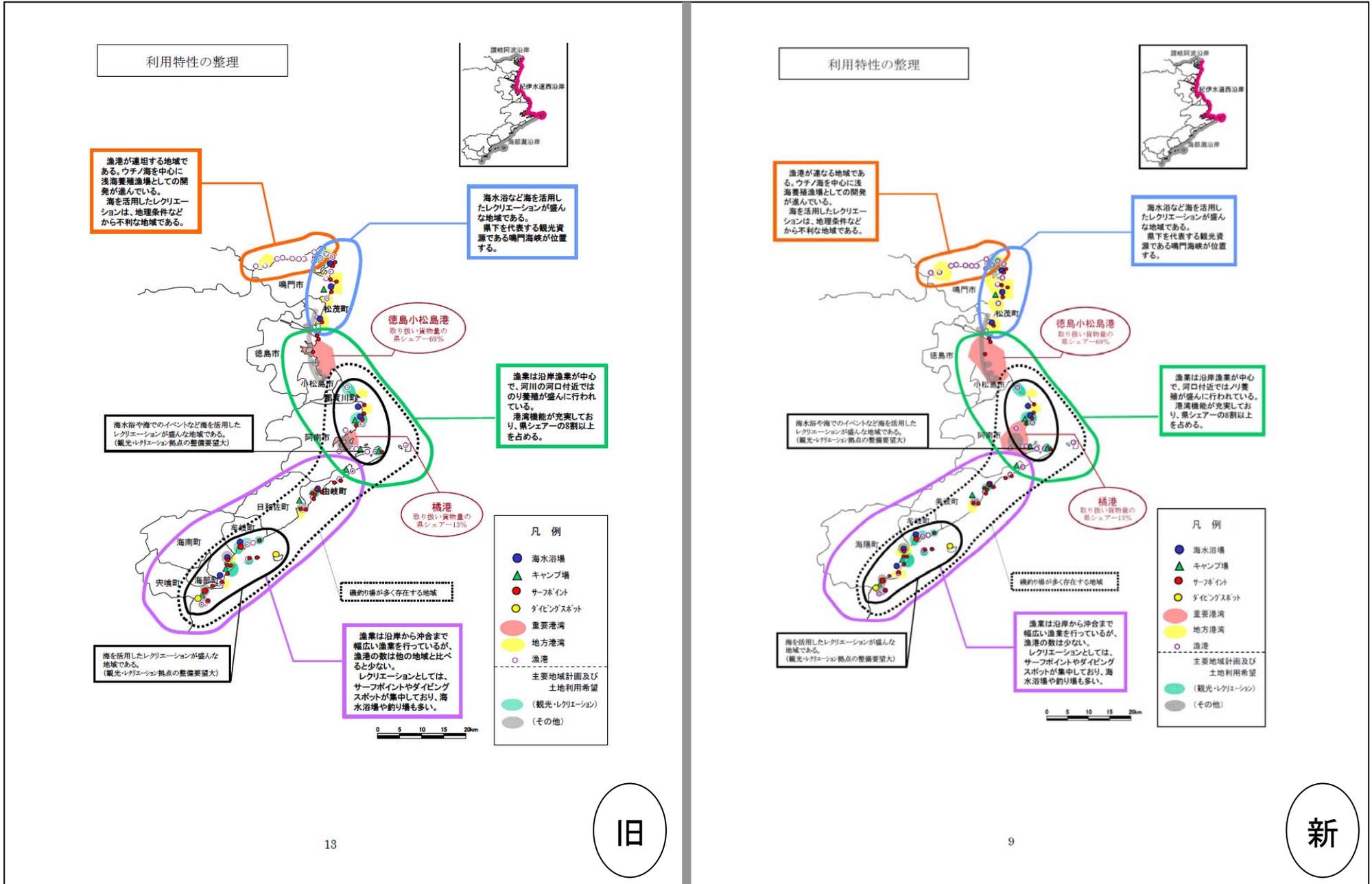


重要港湾となっている橘港

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現状及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現況



紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現状及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現況

(5) 住民意識の概要

住民意識については、海岸保全基本計画策定のための基礎調査として実施した住民アンケート調査（配布数 3,150、回答者 1,301 人、回収率 41.3%）と沿岸城市町アンケート（4市 8町）の結果をとりまとめたものである。

- 全般：○防護面では危険回避型の意識が高い。レクリエーション面では讃岐阿波沿岸に次いで参加意識は高い。
○海辺の将来については、小松島市や那賀川町を中心に利用面の充実が求められている。
- 防護：○被災経験や災害についての知識が少ない人が多く、危機感を持つ人が少ない。
○防護の考え方としては、防護施設よりも危険なところには住まないという危険回避の傾向にある。
○整備の方向性としては、現状維持と景観保全の両方の意見が多いが、阿南市では防護施設整備の要望が高い。
○整備の手段としては「沖合い防護」が 52%と過半数を占めるが、「緩傾斜による利用型」の割合を見ると、県下他の 2 沿岸（讃岐阿波、海部灘）に比べ最も高い。
- 環境：○景観、生物生息環境及びゴミ・水質など悪くなったと感じる人が過半数を超えるが、県下 3 沿岸の中では中位である。自然の豊かさについては、「とても乏しい」という割合は多いが、全体では「豊か」が「乏しい」をやや下回る程度である。
○守ってほしい動植物としては、「松林」の割合がすべての市町で上位を占め、守ってほしい景勝地としては、「渦潮」・「鳴門海峡」が挙げられる。
○自然を守る意識としては全体的に積極的で、鳴門市では海岸美化等モラルの向上などソフト面での意見が多い。
- 利用：○現状では、海岸の来訪度は県下 3 沿岸中位で、「散歩」・「海水浴」には良いが、「遊び」には利用しにくい。
○海辺の施設要望としては、「釣り」・「道路」・「水族館」の順に挙げられている。レクリエーション希望としては、「散歩」・「潮干狩り」・「海水浴」の順で多く、全体として参加意識は中位である。
○整備の方向性としては、自然配慮による整備の割合が高く、地域活性の要望が県下 3 沿岸中最も高い。特に小松島市や那賀川町での要望が高い。



渦潮（鳴門海峡） 14



緩傾斜護岸（今切港海岸）

旧

(5) 住民意識の概要

- 全般：○海辺の将来については、小松島市や阿南市を中心に利用面の充実が求められている。
○海岸整備事業の実施にあたっては、住民説明会の実施や幅広い視点から検討などの意見が挙げられている。
- 防護：○防護の考え方としては、防護施設よりも危険なところには住まないという危険回避の傾向にある。
○津波に対する危機意識の高まりがうかがえる。対策の方向性としては、東日本大震災の教訓から逃げる対策と液状化対策の重要性が挙げられている。
○整備の手段としては「沖合い防護」が 52%と過半数を占める。
- 環境：○景観、生物生息環境及びゴミ・水質など悪くなったと感じる人が過半数を超える。
○守ってほしい動植物としては、「松林」の割合が高く、守ってほしい景勝地としては、「渦潮」・「鳴門海峡」が挙げられる。
○自然を守る意識は積極的に、鳴門市では海岸美化等モラルの向上などソフト面での意見が多い。
○海岸保全の取り組みとして、漂着ゴミ等の清掃活動を広げる工夫、砂浜や松林の保全、希少な動植物の保全、美しい景観の保全・回復などの意見が挙げられている。
- 利用：○現状では、「散歩」・「海水浴」には良いが、「遊び」には利用しにくい状況にあると感じる人が多い。
○海辺の施設要望としては、「釣り」・「道路」・「水族館」の順に挙げられている。レクリエーション希望としては、「散歩」・「潮干狩り」・「海水浴」の順で多い。
○整備の方向性としては、自然配慮による整備の割合が高い。要望としては、観光客に対する情報提供、トイレ・ベンチ・駐車場など利便施設の充実が挙げられている。



松林を背景とした中林漁港海岸



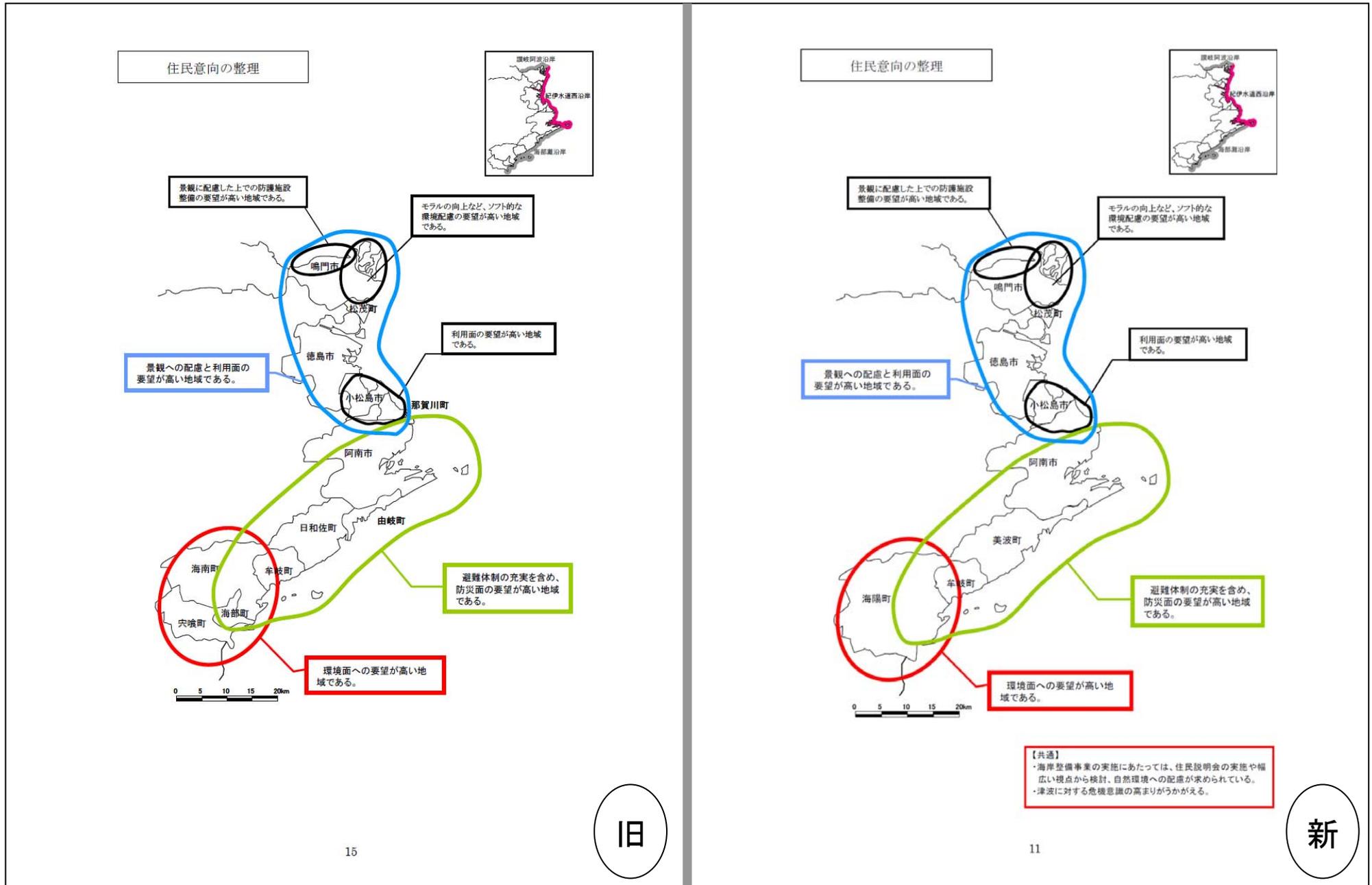
今切港海岸の緩傾斜護岸

新

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現状及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現況



紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現状及び保全の方向に関する事項 1-3.現況課題

1-3. 現況課題

(1) 防護面での課題

浸水、海岸侵食及び地震による液状化の危険性が高い沿岸である。第二室戸台風等の風水害により広範囲で浸水被害を受けているが、背後には県の中心都市が形成されていることから、特に波浪・高潮・津波に対する警戒が必要である。また、海岸侵食を受けた砂浜が多く、侵食対策、貴重な砂浜の保護・保全及び養浜等による砂浜の再生が必要である。さらに、地震による液状化に対する対応策の検討が必要である。

橘湾と椿泊湾では津波による危険度が高く、高潮や津波に対する安全性の確保が必要である。

(2) 環境面での課題

沿岸北部の大毛島一帯は瀬戸内海国立公園に、南部の阿南市沿岸部は室戸阿南海岸国定公園に指定されている他、伊島の暖地性植物群落などの特定植物群落やアカウミガメの産卵場所（阿南市の蒲生田岬）が存在しており、こうした自然環境及び貴重な動植物の保護・保全に配慮する必要がある。

吉野川や那賀川の河口付近や橘湾周辺には干潟が残り、貴重な動植物の生息地となっている。近年、特に市街地付近の干潟の減少・消滅が多い他、徳島市から阿南市にかけて藁場やヨシ群落の減少・消滅もみられ、これらの維持・再生に配慮する必要がある。

水質については、環境基準を達成しているものの、市街地や県の産業の中心地を背後に控えるため、沿岸海域の水質悪化には十分な配慮が必要である。

(3) 利用面等での課題

県の中心都市が背後に控えているため、背後地との一体性に配慮する必要がある。また、港湾や漁港を中心とした産業振興や市街化に伴う貴重なオープンスペースとしての活用も必要である。

海水浴場を中心とした観光レクリエーション施設の充実とともに、利便性を高めるためのアクセス道路や海岸へのアプローチの改善が必要である。

1-3. 現況課題

(1) 防護面での課題

浸水、海岸侵食及び地震による液状化の危険性が高い沿岸である。背後には県の中心都市が形成されており、昭和南海地震での地盤沈下や第二室戸台風での広範囲な浸水被害から、特に高潮や波浪、津波に対する警戒が必要である。

また、海岸侵食を受けた砂浜が多く、侵食対策、貴重な砂浜の保護・保全及び養浜等による砂浜の再生が必要である。

東日本大震災を契機として、南海トラフの地震・津波に対する海岸保全の方向性や整備内容の位置付けが必要である。

既存施設の経年劣化や疲労による機能の低下を防ぐ必要がある。

(2) 環境面での課題

沿岸北部の大毛島一帯は瀬戸内海国立公園に、南部の阿南市沿岸部は室戸阿南海岸国定公園に指定されている他、伊島の暖地性植物群落などの特定植物群落やアカウミガメの産卵場所（阿南市の蒲生田岬）が存在しており、こうした自然環境及び貴重な動植物の保護・保全に配慮する必要がある。

吉野川や那賀川の河口付近や橘湾周辺には干潟が残り、貴重な動植物の生息地となっている。しかし、近年、沿岸部の開発等による干潟、藁場及びヨシ群落の減少・消滅がみられ、これらの維持・再生に配慮する必要がある。

水質については、環境基準を達成しているものの、市街地や県の産業の中心地を背後に控えるため、沿岸海域の水質悪化には十分な配慮が必要である。

(3) 利用面等での課題

県の中心都市が背後に控えているため、背後地との一体性に配慮する必要がある。また、港湾や漁港を中心とした産業振興や市街化に伴う貴重なオープンスペースとしての活用も必要である。

海水浴場を中心とした観光レクリエーション施設の充実とともに、利便性を高めるためのアクセス道路や海岸へのアプローチの改善が必要である。

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現状及び保全の方向に関する事項 1-4.紀伊水道西沿岸地域の海岸保全に関する基本理念

1-4. 紀伊水道西沿岸の海岸保全に関する基本理念

紀伊水道西沿岸における海岸の現状や課題を踏まえ、「鳴門から阿南へ暮らしを守り 自然と人が息づく 阿波の海岸づくり」を「紀伊水道西沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、この理念の基に海岸保全を実施していく。

鳴門から阿南へ暮らしを守り 自然と人が息づく 阿波の海岸づくり

【 安心して暮らせるための海岸形成 】

海岸保全施設の整備水準の向上や安全性の高い施設整備を行い日常の暮らしを守るとともに、波浪・高潮・津波に対する警戒を強化し、安全で安心できる海岸づくりを進める。

また、侵食を受けている海岸では、適切な土砂管理を検討・実施していくとともに、貴重な砂浜の保護・保全、及び養浜等による砂浜の再生を図り、面的防護を強化していく。

【 自然が息づく海岸環境の保全と暮らしとの共生 】

瀬戸内海国立公園や室戸阿南海岸国定公園などの良好な自然環境、アカウミガメの産卵地や市街地周辺に残っている貴重な干潟といった紀伊水道の海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、自然が息づく海岸を保全していく。

また同時に、こうした豊かな海岸環境と人々の暮らしや活動との共生を図り、自然と人が息づく海岸づくりを進めていく。

【 多様なニーズに対応しつつ自然にやさしい海岸利用の促進 】

子供から高齢者まで誰もが安心して憩えることを基本に、カヌーやサーフィンなどの海洋性レジャー、海水浴、自然を活かした体験活動及び地びき網によるイベントなど、様々なニーズに対応した海岸づくりに努める。

さらに、海岸利用のルールづくり、マナー啓発及び海岸清掃活動の強化を図り、自然にやさしい海岸利用を促進していく。

4. 紀伊水道西沿岸の海岸保全に関する基本理念

紀伊水道西沿岸における海岸の現状や課題を踏まえ、「鳴門から阿南へ暮らしを守り 自然と人が息づく 阿波の海岸づくり」を「紀伊水道西沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、この理念の基に海岸保全を実施する。

鳴門から阿南へ暮らしを守り 自然と人が息づく 阿波の海岸づくり

【 安全で安心して暮らせるための海岸形成 と南海トラフ地震に備えた防災対策の推進 】

海岸保全施設の整備水準の向上や安全性の高い施設整備を行い日常の暮らしを守るとともに、高潮や波浪、津波に対する警戒を強化し、安全で安心できる海岸づくりを進める。

南海トラフ地震による津波に対しては、「事前防災・減災」の考え方にに基づき防護施設の整備を行う。

また、侵食を受けている海岸では、適切な土砂管理を検討・実施していくとともに、貴重な砂浜の保護・保全、及び養浜等による砂浜の再生を図り、面的防護を強化する。

さらに、持続的に安全を確保するため、予防保全の考え方にに基づく適切な維持管理を徹底する。

【 自然が息づく海岸環境の保全と暮らしとの共生 】

瀬戸内海国立公園や室戸阿南海岸国定公園などの良好な自然環境、アカウミガメの産卵地や市街地周辺に残っている貴重な干潟といった紀伊水道の海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、自然が息づく海岸を保全する。

また同時に、こうした豊かな海岸環境と人々の暮らしや活動との共生を図り、自然と人が息づく海岸づくりを進める。

【 多様なニーズに対応しつつ自然にやさしい海岸利用の促進 】

子供から高齢者まで誰もが安心して憩えることを基本に、カヌーやサーフィンなどの海洋性レジャー、海水浴、自然を活かした体験活動及び地びき網によるイベントなど、様々なニーズに対応した海岸づくりに努める。

さらに、海岸利用のルールづくり、マナー啓発及び海岸清掃活動の強化を図り、自然にやさしい海岸利用を促進する。

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 2. 海岸の防護に関する事項

2. 海岸の防護に関する事項

< 防護面での基本方針 >

- 保全施設の整備にあたっては、一面的な防護の機能だけでなく、自然環境の保全や海岸利用にも配慮しながら安全性の強化を図る。具体的には、優れた消波機能を持つ砂浜や松林などの海浜植生の保全、景観に配慮した潜堤及び海岸へのアクセスに配慮した階段護岸の整備などに努める。
- 背後に県の中心都市が形成される海岸では、海岸利用や景観に配慮しつつ、特に波浪・高潮に対する安全性の向上に努める。
- 著しく侵食を受けている海岸については、養浜等により、砂浜の保全・回復を図る。また、あわせて適切な土砂管理を検討する。
- 津波対策においては、海岸保全施設の整備だけでなく、高台などの安全な場所に避難することを基本とし、避難体制の強化、情報伝達システムの強化及び避難路や避難場所の整備など、地域住民と一体となったソフト面での総合的な取り組みを図る。

< 海岸防護の目標 >

◆防護すべき地域◆

防護すべき地域の設定は、以下の事項を基本とする。

- ・ 次項に掲げる防護水準に対し、海岸背後の家屋・土地等に被害が発生すると想定された地域。
- ・ 高潮（越波）に対しては、設定した潮位・波浪が発生した場合の浸水区域。
- ・ 侵食に対しては、現在と同様の速度で侵食が進むと予想された地域または現時点で、海浜を復元する必要が認められた地域。

2. 海岸の防護に関する事項

< 防護面での基本方針 >

- 背後に県の中心都市が形成される海岸では、台風に伴う高潮や波浪に対する安全性の向上に努める。
- 侵食が進んでいる海岸では、砂浜の保全・回復に努める。また、河川の上流から海岸までの総合的な土砂管理に向け、海岸管理者と河川、ダム又は砂防施設の管理者との連携を図る。
- 地震・津波に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。
- 海岸保全施設の整備にあたっては、一面的な防護の機能だけでなく、自然環境の保全や海岸利用にも配慮しながら安全性の強化を図る。
- 海岸保全施設については、老朽化対策を行うとともに、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理に努める。
- 水門、陸開等の効果的な管理運用体制の確保に努めるとともに、津波等の発生時に水門、陸開等の開口部を迅速に閉鎖させるため、統廃合や常時閉鎖、自動化・遠隔操作化を推進する。
- 津波や高潮に対する水防体制を強化するため、水防法に基づく「水防警報海岸」への指定に向け、その必要性を含め検討を進める。
- 海面上昇や台風の巨大化など気候変動に伴う外力の変化に対しては、最新の知見を踏まえた指針等の改定を注視し、必要に応じて検討する。

< 海岸防護の目標 >

◆防護すべき地域◆

防護すべき地域の設定は、以下の事項を基本とする。

- ・ 次項に掲げる防護水準に対し、海岸背後の家屋・土地等に被害が発生すると想定された地域。
- ・ 高潮や波浪に対しては、設定した潮位・波浪が発生した場合の浸水区域。
- ・ 侵食に対しては、現在と同様の速度で侵食が進むと予想された地域または現時点で、海浜を復元する必要が認められた地域。
- ・ 津波に対しては、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき徳島県が指定した「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」。
【平成 26 年 3 月 11 日指定】

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 2. 海岸の防護に関する事項

◆防護水準◆

①高潮（越波）

- 過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えた想定外力に対し、防護することを目標とする。
- 地域住民の参画により、環境や利便性等を考慮し、必要に応じて面的防護を採用する。

②侵食

- 侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することを基本とする。
- 背後地に影響が生じる可能性が高い場合、必要に応じて面的防護施設等により汀線の回復を図る。

<高潮（越波）、侵食に対する防護水準>

海岸No.	市町村名	高潮		侵食
		設計高潮位	計画波浪 H_b' (換算沖波), T_s' (周期)	
No.22-1~No.22-3	鳴門市	T.P. + 2.42 ~ 3.44m	$H_b' = 1.40m \sim 8.40m$ $T_s' = 7.5s \sim 12.2s$	現在の汀線維持もしくは必要に応じた汀線の回復
No.22-4~No.30	鳴門市 松茂町 徳島市 小松島市	T.P. + 2.26 ~ 3.44m	$H_b' = 1.60m \sim 8.60m$ $T_s' = 6.8s \sim 12.2s$	
No.31~No.53	那賀川町 阿南市	T.P. + 1.43 ~ 4.59m	$H_b' = 1.10m \sim 7.90m$ $T_s' = 6.9s \sim 14.9s$	

③津波

津波の危険性が高い地域では、ハード面で一定の対策に努めていくが、完全な対策を行うことは困難である。

しかし、現施設でも津波エネルギーの低減効果はある程度発揮するものと考えられ、仮に、更なる対策を行ったとしても、施設によって十分な防護ができると考えることは極めて危険である。そのため、高台などの安全な場所へ避難することを津波対策の基本とし、避難体制の強化、情報伝達システムの強化及び避難路や避難場所の整備など、地域住民と一体となったソフト面での総合的な対策を図る。

なお、津波に対するハード面での防護水準は以下のとおりとする。

- 最大級である1854年安政南海地震を想定してシミュレーションした津波を基本とするが、実施においては各対象海岸の背後状況や地域のニーズに応じて生活環境面等を総合的に判断して設定する。

<津波に対する防護水準>

海岸No.	市町名	計算津波高
No. 22~No. 30	鳴門市	0.4m~4.0m
	松茂町	0.4m~3.1m
	徳島市	0.2m~2.5m
	小松島市	0.2m~1.7m
No. 31~No. 53	那賀川町	1.0m~4.3m
	阿南市	0.7m~5.7m

※徳島県地震防災アセスメント報告書

◆防護水準◆

(1) 高潮・波浪

- 過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えた想定外力に対し、防護することを目標とする。
- 地域住民の参画により環境や利便性等を考慮し、必要に応じて面的防護を採用する。

(2) 侵食

- 侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することを基本とする。
- 背後地に影響が生じる可能性が高い場合、必要に応じて面的防護施設等により汀線の回復を図る。

<高潮・波浪、侵食に対する防護水準>

海岸No.	市町村名	高潮		侵食
		設計高潮位	計画波浪 H_b' (換算沖波), T_s' (周期)	
No.22-1~No.22-3	鳴門市	T.P. + 2.42 ~ 3.44m	$H_b' = 1.40m \sim 8.40m$ $T_s' = 7.5s \sim 12.2s$	現在の汀線維持もしくは必要に応じた汀線の回復
No.22-4~No.30	鳴門市 松茂町 徳島市 小松島市	T.P. + 2.26 ~ 3.44m	$H_b' = 1.60m \sim 8.60m$ $T_s' = 6.8s \sim 12.2s$	
No.31~No.53	阿南市	T.P. + 1.43 ~ 4.59m	$H_b' = 1.10m \sim 7.90m$ $T_s' = 6.9s \sim 14.9s$	

(3) 地震・津波

- 「設計津波（L1津波）の水位」に対して段階的な対策を行うこととし、まずは、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先に「避難時間の確保」に必要な施設整備を進める。



※「避難時間」は、「設計津波（L1津波）の水位」に対して、地震発生後における行動開始までの時間と避難場所までの移動時間を加味して「35分間」とする。

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 2. 海岸の防護に関する事項

④地震及び液状化

地震及び地震による液状化に対しては、その危険度の高い地域が広範囲であること、また根本的な施設の改良を伴うための工事に巨額の費用や期間を要することより、緊急度の高い海岸から優先的に実施できるかどうかを検討する。

また、地盤の地質などの詳細な現況調査は実施し、危険個所の正確な把握を行うとともに、各自治体が行うソフト対策に活用するなど、津波対策と同様に地域住民と一体となったソフト面での総合的な対策を図る。

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項 4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

< 環境面での基本方針 >

- 様々な生物が生息している良好な海岸環境への影響を可能な限り回避し、自然と共生する海岸づくりに努める。
- 特に、瀬戸内海国立公園や室戸阿南海岸国定公園内においては、アカウミガメの産卵地など貴重な動植物の生息地や橋湾一帯の多島海などの自然景観の保全に努める。
- 自然環境の保護や維持を図るために、美化活動や貴重な生物の保全活動など、地域住民や来訪者のマナー啓発等の活動を推進する。
- 市街地付近で減少している干潟・藻場・松林の保全に努めるとともに、水質改善に対する啓発活動を推進する。

4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

< 利用面での基本方針 >

- 沿岸域の利便性については、自然景観や安全性の確保を基本とし、わかりやすいアクセス道路のルート表示、案内標識の整備による利便性の向上、さらに海岸部での利便施設づくりに努める。
- 高齢者や障害者も日常生活の中で海辺に近づくことができるように、アクセス路や利便施設のバリアフリー化に努める。
- 市街地からのアクセスの向上に配慮するとともに、海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。
- 港湾や漁港を中心とした産業振興や市街化に伴う貴重なオープンスペースとしての活用に努める。

3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

< 環境面での基本方針 >

- 最新の知見に基づき、ルイスハンミョウなど貴重な生物をはじめとする様々な生物が生息している良好な海岸環境への影響を可能な限り回避するなど、自然と共生する海岸づくりに努める。
〔 「生物多様性基本法」平成20年6月施行
「生物多様性とくしま戦略」平成25年10月策定 〕
- 瀬戸内海国立公園や室戸阿南海岸国定公園内においては、アカウミガメの産卵地など貴重な動植物の生息地や橋湾一帯の多島海などの自然環境・景観の保全に努める。
- 自然環境の保護や維持を図るため、地域住民や民間団体と連携し、海岸利用者のマナー啓発及び海岸漂着ゴミの清掃活動や外来種の駆除、貴重な生物の保全活動等を促進する。
〔 「海岸漂着物処理促進法」平成21年7月15日施行
海岸漂着ゴミ等の処理対策を海岸管理者に義務付け 〕
- 市街地付近で減少している干潟・藻場・松林の保全に努めるとともに、水質改善に対する啓発活動を推進する。

4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

< 利用面での基本方針 >

- 自然環境や景観、安全性の確保を基本とし、わかりやすいアクセス道路のルートや津波からの避難情報等を表示する案内板を整備することにより、利便性や安全性の向上、さらに海岸部での利便施設づくりに努める。
- 高齢者や障がい者も日常生活の中で海辺に近づくことができるように、アクセス路や利便施設のユニバーサルデザイン化に努める。
- 市街地からのアクセスの向上に配慮するとともに、海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。
- 観光や港湾、漁港を中心とした産業の振興、さらに市街化に伴う貴重なオープンスペースとしての活用を促進する。

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

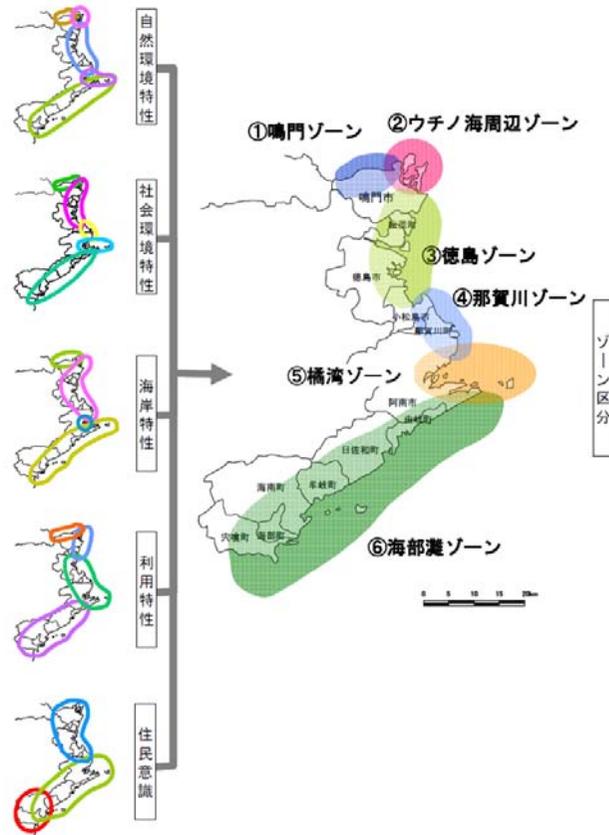
紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

徳島県では、自然環境特性、社会環境特性、海岸特性、利用特性及び住民意識の5つの特性を総合的な観点から整合を図り、徳島県沿岸地域の環境ゾーンを設定している。

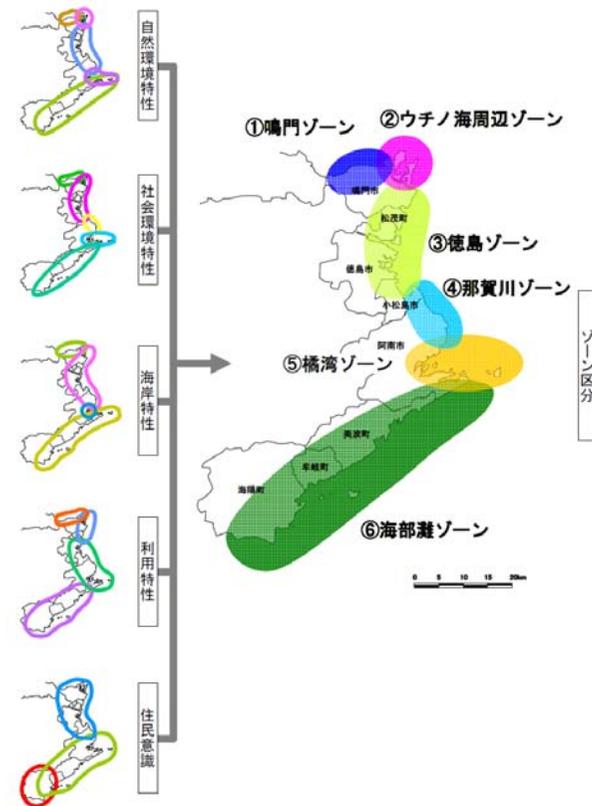
この中で、紀伊水道西沿岸は、ウチノ海周辺ゾーン、徳島ゾーン、那賀川ゾーン及び橘湾ゾーンの4つのゾーンに位置づけている。次頁に各ゾーンの基本方針を示す。



5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

徳島県では、自然環境特性、社会環境特性、海岸特性、利用特性及び住民意識の5つの特性を総合的な観点から整合を図り、徳島県沿岸地域の環境ゾーンを設定している。

この中で、紀伊水道西沿岸は、ウチノ海周辺ゾーン、徳島ゾーン、那賀川ゾーン及び橘湾ゾーンの4つのゾーンに位置づけている。次頁に各ゾーンの基本方針を示す。



紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

②ウチノ海周辺ゾーン

ゾーンの基本方針

漁業・観光振興への配慮とウチノ海的环境保全

【防護の方針】

- 小鳴門海峡における高潮対策に努める。
- 貴重な砂浜の保全に努める。

【環境の方針】

- 海峡独特の海岸景観の保全に努める。
- 小鳴門海峡を中心に広がる藻場の保全に努める。

【利用の方針】

- 水産物流通上の地理的な有利性を活かした漁業振興や観光産業振興への配慮に努める。
- 海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。

③徳島ゾーン

ゾーンの基本方針

市街地の安全性の向上と減少している良好な自然環境の保全・再生

【防護の方針】

- 特に、背後に市街地が広がっているため、防護の充実に努める。
- 貴重な砂浜の保全に努める。

【環境の方針】

- 市街地付近において減少している干潟や藻場の保全に努める。
- 甲殻類や貝類等の生息環境の保全に努める。
- 沿岸海域の水質改善に対する啓発に努める。
- 海岸背後における松林などの海岸景観の保全に努める。

【利用の方針】

- 市街地からのアクセスや利便性の向上に配慮するとともに、海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。
- 市街化に伴う貴重なオープンスペースとしての活用に努める。

②ウチノ海周辺ゾーン

ゾーンの基本方針

漁業・観光振興への配慮とウチノ海的环境保全

【防護の方針】

- 小鳴門海峡における津波・高潮対策に努める。
- 貴重な砂浜の保全に努める。

【環境の方針】

- 海峡独特の海岸景観の保全に努める。
- 小鳴門海峡を中心に広がる藻場の保全に努める。

【利用の方針】

- 水産物流通上の地理的な有利性を活かした漁業振興や観光産業振興への配慮に努める。
- 海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。

③徳島ゾーン

ゾーンの基本方針

市街地の安全性の向上と減少している良好な自然環境の保全・再生

【防護の方針】

- 特に、背後に市街地が広がっているため、防護の充実に努める。
- 津波に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。
- 貴重な砂浜の保全に努める。

【環境の方針】

- 沿岸域において減少している干潟や藻場の保全に努める。
- 甲殻類や貝類等の生息環境の保全に努める。
- 沿岸海域の水質改善に対する啓発に努める。
- 海岸背後における松林などの海岸景観の保全に努める。

【利用の方針】

- 市街地からのアクセスや利便性の向上に配慮するとともに、海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。
- 市街化に伴う貴重なオープンスペースとしての活用に努める。

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

④那賀川ゾーン

ゾーンの基本方針

砂浜の再生と海岸へのアクセスの改善

【防護の方針】

- 著しく侵食を受けている海岸については、養浜等により、砂浜の保全・回復に努める。

【環境の方針】

- 減少している干潟や藻場の保全に努める。
- 甲殻類・貝類等の生息環境の保全に努める。
- 海岸背後における松林などの海岸景観の保全に努める。

【利用の方針】

- 海岸へのアクセスの改善と海岸利用に配慮した施設整備に努める。
- 漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。

④那賀川ゾーン

ゾーンの基本方針

砂浜の再生と海岸へのアクセスの改善

【防護の方針】

- 著しく侵食を受けている海岸については、養浜等により、砂浜の保全・回復に努める。
- 津波に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。

【環境の方針】

- 減少している干潟や藻場の保全に努める。
- 甲殻類・貝類等の生息環境の保全に努める。
- 海岸背後における松林などの海岸景観の保全に努める。

【利用の方針】

- 海岸へのアクセスの改善と海岸利用に配慮した施設整備に努める。
- 漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。

⑤橋湾ゾーン

ゾーンの基本方針

津波対策と多島海の自然環境の保全及び生活環境の整備

【防護の方針】

- 津波による危険度が高い地域では、津波対策に努める。特に、危険度の高い湾の最奥地区では、避難体制といったソフト対策の強化に努める。
- 貴重な砂浜の保全に努める

【環境の方針】

- 減少傾向にある藻場や干潟の保全に努める。
- 甲殻類や貝類等の生息環境及び多島海などの自然景観の保全に努める。

【利用の方針】

- 漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。
- 海岸へのアクセスの改善に努める。

⑤橋湾ゾーン

ゾーンの基本方針

津波対策と多島海の自然環境の保全及び生活環境の整備

【防護の方針】

- 津波に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。特に、危険度の高い湾の最奥地区では、避難体制の強化に努める。
- 貴重な砂浜の保全に努める。

【環境の方針】

- 減少傾向にある藻場や干潟の保全に努める。
- 甲殻類や貝類等の生息環境及び多島海などの自然景観の保全に努める。

【利用の方針】

- 漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。
- 海岸へのアクセスの改善に努める。

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項 1. 海岸保全施設をしようとする区域 1-2.整備対象海岸の選定及び優先度の評価

1-2. 整備対象海岸の選定及び優先度の評価

<ウチノ海ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	現状評価				整備の 方向性 (海岸タイプ)	優先度評価	対象海岸の抽出 (導入事業)	参考: アセスメント 評価(津波)	
					整備優先項目		整備配慮項目						
					防護面	防護面	環境面	利用面					
22-1	熊鷹海岸(高島地区)	国土(運)	嶋門市	4620	B	—	A	配慮	配慮	環境調和	I	○(高潮)	—
22-2A	熊鷹海岸(桑島瀬戸地区)	国土(運)	嶋門市	5592	B	—	A	配慮	配慮	環境調和	II	○(高潮)	E
22-2B					B	—	A	配慮	配慮	環境調和	II	○(高潮)	E
22-3	熊鷹海岸(土佐泊地区)	国土(運)	嶋門市	1850	D	D	C	配慮	促進	利用促進	—	—	E
23	土佐泊海岸	水産(第)	嶋門市	1901	D	—	B	配慮	配慮	環境調和	—	—	E
24	福地先海岸	国土(建)	嶋門市	250	—	—	D	保全	配慮	環境重視	—	—	E
25	嶋門地先海岸	国土(建)	嶋門市	3080	A	A	B	配慮	促進	利用促進	I	○(浸食)	E

<徳島ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	現状評価				整備の 方向性 (海岸タイプ)	優先度評価	対象海岸の抽出 (導入事業)	参考: アセスメント 評価(津波)	
					整備優先項目		整備配慮項目						
					防護面	防護面	環境面	利用面					
22-4A	熊鷹海岸(岡崎重浦地区)	国土(運)	嶋門市	5446	D	D	B	配慮	促進	利用促進	—	E	
22-4B					C	D	B	配慮	配慮	環境調和	—	E	
26-1	粟津海岸(粟津地区)	国土(運)	嶋門市	1800	D	D	C	配慮	配慮	環境調和	—	E	
26-2	粟津海岸(松茂地区)	国土(運)	松茂町	900	C	B	A	配慮	促進	利用促進	—	○(他事業)	E
27	松茂地区海岸	国土(建) 農村	松茂町	1857	B	B	B	配慮	促進	利用促進	—	○(他事業)	E
28-1	今切海岸(長原地区)	国土(運)	松茂町	780	D	D	A	配慮	配慮	環境調和	—	E	
28-2	今切海岸(川内地区)	国土(運)	徳島市	1306	C	D	C	配慮	促進	利用促進	—	E	
29	小松地先海岸	国土(建)	徳島市	758	B	D	C	配慮	促進	利用促進	—	E	
30-1	徳島小松島海岸(沖洲地区)	国土(運)	徳島市	2371	C	—	B	配慮	配慮	環境調和	—	○(他事業)	E
30-2	徳島小松島海岸(津田地区)	国土(運)	徳島市	1315	C	—	A	維持	維持	防護重視	—	E	
30-3	徳島小松島海岸(大神子地区)	国土(運)	徳島市	585	C	—	C	配慮	促進	利用促進	—	E	
30-4	徳島小松島海岸(港口地区)	国土(運)	小松島市	3817	C	—	A	維持	配慮	防護重視	—	E	
30-5	徳島小松島海岸(環瀬谷地区)	国土(運)	小松島市	1533	A	C	B	配慮	促進	利用促進	I	○(環境)	E
30-6	徳島小松島海岸(赤石野地区)	国土(運)	小松島市	7725	B	—	A	維持	維持	防護重視	II	○(高潮)	E
30-7	徳島小松島海岸(和田島地区)	国土(運)	小松島市	3677	B	A	A	配慮	配慮	環境調和	I	○(高潮、浸食)	E

アセスメント評価(津波)は、最大級である1054年安政南海地震を想定してシミュレーションした津波を基本とするが、実地においては各対象海岸の背後状況や地域のニーズに応じて生活環境面等を総合的に判断して設定する。また、津波が堤防を越える危険性がないため、評価を行っている地区は(—)で表示している。

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を ■ で示す。

1-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価

<ウチノ海ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	浸食	背後地					
22-1	熊鷹海岸(高島地区)	国土(運)	嶋門市	4620	B	B	—	A	II	配慮	配慮	環境調和	
22-2A	熊鷹海岸(桑島瀬戸地区)	国土(運)	嶋門市	5592	B	B	—	A	II	配慮	配慮	環境調和	
22-2B					B	B	—	A	I=	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
22-3	熊鷹海岸(土佐泊地区)	国土(運)	嶋門市	1850	C	B	C	B	II	配慮	促進	利用促進	
23	土佐泊海岸	農水(水産)	嶋門市	1901	B	C	—	B	II	配慮	配慮	環境調和	
24	福地先海岸	国土(水管理)	嶋門市	250	C	C	—	D	—	保全	配慮	環境重視	
25	嶋門地先海岸	国土(水管理)	嶋門市	3080	C	C	C	B	—	配慮	促進	利用促進	

<徳島ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	浸食	背後地					
22-4A	熊鷹海岸(岡崎重浦地区)	国土(運)	嶋門市	5446	B	C	C	A	I=	配慮	促進	利用促進	津波・高潮、高潮
22-4B					C	C	C	B	—	配慮	配慮	環境調和	
26-1	粟津海岸(粟津地区)	国土(運)	嶋門市	1800	B	C	C	C	II	配慮	配慮	環境調和	
26-2	粟津海岸(松茂地区)	国土(運)	松茂町	900	B	C	C	A	II	配慮	促進	利用促進	
27	松茂地区海岸	国土(水管理) 農水(農村)	松茂町	1857	B	C	C	B	II	配慮	促進	利用促進	
28-1	今切海岸(長原地区)	国土(運)	松茂町	780	B	C	C	A	II	配慮	配慮	環境調和	
28-2	今切海岸(川内地区)	国土(運)	徳島市	1306	B	C	C	C	II	保全	促進	環境重視	
29	小松地先海岸	国土(水管理)	徳島市	758	B	C	C	C	II	保全	配慮	環境重視	
30-1	徳島小松島海岸(沖洲地区)	国土(運)	徳島市	2371	A	C	—	A	I	保全	配慮	環境重視	津波・高潮、高潮、他事業
30-2	徳島小松島海岸(津田地区)	国土(運)	徳島市	1315	B	C	—	A	II	維持	維持	防護重視	
30-3	徳島小松島海岸(大神子地区)	国土(運)	徳島市	585	B	C	—	C	II	保全	促進	環境重視	
30-4	徳島小松島海岸(港口地区)	国土(運)	小松島市	3817	A	C	—	A	I	維持	配慮	防護重視	津波・高潮、高潮
30-5	徳島小松島海岸(環瀬谷地区)	国土(運)	小松島市	1533	B	C	C	A	II	配慮	促進	利用促進	
30-6	徳島小松島海岸(赤石野地区)	国土(運)	小松島市	7725	B	C	—	A	II	維持	維持	防護重視	
30-7	徳島小松島海岸(和田島地区)	国土(運)	小松島市	3677	A	B	A	A	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮、浸食

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を ■ で示す。

※設計津波(L1津波)に対し、直轄事業と一体的に効果を発揮させるために事業着手すべき海岸。

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項 1. 海岸保全施設をしようとする区域 1-2.整備対象海岸の選定及び優先度の評価

＜那賀川ゾーン＞

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	現状評価					整備の 方向性 (海岸タイプ)	優先度評価	対象海岸の抽出 (導入事業)	参考： アセスメント 評価（津波）
					整備優先項目		整備配慮項目						
					防護岸	防護岸	環境面	利用面	背後地				
31	近野地区海岸	国土(連)	小松島市	3320	B	A	B	配慮	配慮	環境調和	I	○(浸食)	E
32	今津地区海岸	国土(連) 農 村	那賀川町	3317	B	A	B	維持	配慮	防護重視	I	○(浸食)	E
33	今津漁港海岸	水産(県)	那賀川町	170	D	-	C	維持	配慮	防護重視	-		E
34	那賀川海岸(那賀川左岸地区)	農 村	那賀川町	2000	B	B	C	配慮	促進	利用促進	I	○(埋填、高潮)	E
35	中島海岸(中島地区)	国土(連)	那賀川町	1362	B	B	C	維持	促進	利用促進	I	○(埋填)	E
36-1	富岡海岸(鹿巴地区)	国土(連)	阿南市	720	C	C	A	維持	維持	防護重視	-		E
36-2	富岡海岸(豊証・鶴地区)	国土(連)	阿南市	1516	B	-	C	配慮	促進	利用促進	I	○(高潮)	E
37-1	中林漁港海岸(中林地区)	水産(県)	阿南市	775	B	B	C	配慮	促進	利用促進	I	○(高潮、浸食)	E
37-2	中林漁港海岸(北ノ脇地区)	水産(県)	阿南市	975	B	-	B	配慮	促進	利用促進	I	○(埋填)	E
38	足尾林地区海岸	国土(連)	阿南市	590	B	A	C	配慮	促進	利用促進	I	○(浸食)	E

＜橋湾ゾーン＞

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	現状評価					整備の 方向性 (海岸タイプ)	優先度評価	対象海岸の抽出 (導入事業)	参考： アセスメント 評価（津波）
					整備優先項目		整備配慮項目						
					防護岸	防護岸	環境面	利用面	背後地				
39-1	大潟漁港海岸(柏地区)	水産(阿南市)	阿南市	370	C	-	D	配慮	配慮	環境調和	-		E
39-2	大潟漁港海岸(柏大手地区)	水産(阿南市)	阿南市	140	D	D	D	配慮	維持	環境調和	-		E
39-3	大潟漁港海岸(大潟地区)	水産(阿南市)	阿南市	1775	A	-	C	配慮	配慮	環境調和	II	○(高潮、津波)	E
40-1	橋湾海岸(橋東地区)	国土(連)	阿南市	5860	B	-	A	配慮	維持	環境調和	I	○(高潮、津波)	B
40-2	橋湾海岸(橋西地区)	国土(連)	阿南市	1871	B	-	A	維持	維持	防護重視	II	○(高潮、防護 ライン変更)	B
40-3	橋湾海岸(橋地区)	国土(連)	阿南市	2145	D	-	B	配慮	維持	環境調和	-		B
40-4	橋湾海岸(特快西地区)	国土(連)	阿南市	1728	D	-	D	配慮	維持	環境調和	-		B
40-5	橋湾海岸(特快東地区)	国土(連)	阿南市	1439	D	-	D	配慮	維持	環境調和	-		B
40-6	橋湾海岸(橋地区)	国土(連)	阿南市	1251	D	-	C	配慮	維持	環境調和	-		B
40-7	橋湾海岸(高島地区)	国土(連)	阿南市	414	C	-	D	配慮	維持	環境調和	-		B
40-8	橋湾海岸(香地区)	国土(連)	阿南市	825	D	-	D	配慮	維持	環境調和	-		D
40-9	橋湾海岸(橋ヶ浜地区)	国土(連)	阿南市	-	B	-	D	配慮	維持	環境調和	II	○(高潮)	D
41-1	後戸漁港海岸(浜田地区)	水産(阿南市)	阿南市	520	D	-	C	配慮	配慮	環境調和	-		D
41-2	後戸漁港海岸(出見地区)	水産(阿南市)	阿南市	380	D	-	C	配慮	配慮	環境調和	-		D

アセスメント評価（津波）は、最大級である1854年安政南海地震を想定してシミュレーションした津波を基本とするが、実際においては各対象海岸の背後状況や地域のニーズに応じて生活環境面等を総合的に判断して設定する。また、津波が堤防を超える危険性が少ないため、評価を行っている地区は（-）で表示している。

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を で示す。

＜那賀川ゾーン＞

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目					優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (船務)
					防護面						環境面	利用面		
					津波	高潮	浸食	背後地	背後地					
31	近野地区海岸	国土(水管理)	小松島市	3320	C	B	A	B	I	配慮	配慮	環境調和	浸食	
32	今津地区海岸	国土(水管理) 農水(農村)	阿南市	3317	B	B	A	B	I	維持	配慮	防護重視	浸食	
33	今津漁港海岸	農水(水産)	阿南市	170	A	C	-	C	II	維持	配慮	防護重視		
34	那賀川海岸(那賀川左岸地区)	農水(農村)	阿南市	2000	B	C	C	B	I=	配慮	促進	利用促進	津波・高潮、高潮	
35	中島海岸(中島地区)	国土(水産)	阿南市	1362	A	B	B	B	I	維持	促進	利用促進	津波・高潮、高潮	
36-1	富岡海岸(鹿巴地区)	国土(水産)	阿南市	720	B	C	C	A	I=	維持	維持	防護重視	津波・高潮、高潮	
36-2	富岡海岸(豊証・鶴地区)	国土(水産)	阿南市	1516	B	B	-	C	II	配慮	促進	利用促進		
37-1	中林漁港海岸(中林地区)	農水(水産)	阿南市	775	B	C	C	C	II	配慮	促進	利用促進		
37-2	中林漁港海岸(北ノ脇地区)	農水(水産)	阿南市	975	B	C	-	B	II	配慮	促進	利用促進		
38	足尾林地区海岸	国土(水管理)	阿南市	590	C	C	C	C	-	配慮	促進	利用促進		

＜橋湾ゾーン＞

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目					優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (船務)
					防護面						環境面	利用面		
					津波	高潮	浸食	背後地	背後地					
39-1	大潟漁港海岸(柏地区)	農水(水産)	阿南市	370	C	C	-	D	-	配慮	配慮	環境調和		
39-2	大潟漁港海岸(柏大手地区)	農水(水産)	阿南市	140	-	C	C	D	-	配慮	維持	環境調和		
39-3	大潟漁港海岸(大潟地区)	農水(水産)	阿南市	1775	A	A	-	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮	
40-1	橋湾海岸(橋東地区)	国土(水産)	阿南市	5860	A	B	-	A	I	配慮	維持	環境調和	津波・高潮、高潮	
40-2	橋湾海岸(橋西地区)	国土(水産)	阿南市	1871	A	C	-	A	I	維持	維持	防護重視	津波・高潮、高潮	
40-3	橋湾海岸(橋地区)	国土(水産)	阿南市	2145	A	C	-	B	I	配慮	維持	環境調和	津波・高潮、高潮	
40-4	橋湾海岸(特快西地区)	国土(水産)	阿南市	1728	A	C	-	D	-	配慮	維持	環境調和		
40-5	橋湾海岸(特快東地区)	国土(水産)	阿南市	1439	A	C	-	D	-	配慮	維持	環境調和		
40-6	橋湾海岸(橋地区)	国土(水産)	阿南市	1251	A	C	-	C	II	配慮	維持	環境調和		
40-7	橋湾海岸(高島地区)	国土(水産)	阿南市	414	A	C	-	D	-	配慮	維持	環境調和		
40-8	橋湾海岸(香地区)	国土(水産)	阿南市	825	A	C	-	D	-	配慮	維持	環境調和		
40-9	橋湾海岸(橋ヶ浜地区)	国土(水産)	阿南市	-	B	B	-	D	-	配慮	維持	環境調和		
41-1	後戸漁港海岸(浜田地区)	農水(水産)	阿南市	520	A	C	-	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮	
41-2	後戸漁港海岸(出見地区)	農水(水産)	阿南市	380	A	C	-	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮	

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を で示す。

※設計津波（L1津波）に対し、直轄事業と一体的に効果を発揮させるために事業着手すべき海岸。

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項 1. 海岸保全施設をしようとする区域 1-2.整備対象海岸の選定及び優先度の評価

NO.	海岸名	所管	関係市町	安全幅員 (m)	現況評価				整備の 方向性 (海岸タイプ)	優先度評価	対象海岸の抽出 (導入事業)	参考： アセスメント 評価(津波)
					整備優先項目		整備配慮項目					
					防護区	防護区	埋没面	利用面				
42	小杭漁港海岸	水産(阿南市)	阿南市	750	C	—	D	配慮	配慮	環境調和	—	D
43-1	曲瀬港海岸(小曲地区)	水産(阿南市)	阿南市	99	D	—	D	配慮	維持	環境調和	—	D
43-2	曲瀬港海岸(大曲地区)	水産(阿南市)	阿南市	0	D	—	D	配慮	配慮	環境調和	—	D
44	西大江地先海岸	国土(鎌)	阿南市	160	—	—	D	配慮	維持	環境調和	—	E
45	大江地先海岸	国土(鎌)	阿南市	379	—	—	D	配慮	維持	環境調和	—	E
46	那波江地先海岸	国土(鎌)	阿南市	426	—	—	D	配慮	促進	利用促進	—	E
47-1	樟泊漁港海岸(樟泊地区)	水産(農)	阿南市	2944	A	—	B	配慮	配慮	環境調和	I	○(高潮、津波)
47-2	樟泊漁港海岸(野井地区)	水産(農)	阿南市	823	C	—	C	配慮	配慮	環境調和	—	E
47-3	樟泊漁港海岸(樟川地区)	水産(農)	阿南市	1830	A	—	B	配慮	配慮	環境調和	I	○(高潮、津波)
47-4	樟泊漁港海岸(高瀬地区)	水産(農)	阿南市	781	C	—	D	配慮	配慮	環境調和	—	E
48	小島地先海岸	国土(鎌) 農(村)	阿南市	390	B	—	D	配慮	維持	環境調和	III	○(高潮)
49	尻杭地先海岸	国土(鎌) 農(村)	阿南市	410	B	B	D	配慮	維持	環境調和	I	○(高潮)
50	船瀬地先海岸	国土(鎌) 農(村)	阿南市	310	B	B	D	配慮	促進	利用促進	I	○(高潮、埋没)
51	藤生田地先海岸	国土(鎌) 農(村)	阿南市	810	B	B	C	保安	配慮	環境調和	I	○(埋没、高潮)
52	伊島漁港海岸	水産(農)	阿南市	300	B	—	D	配慮	促進	利用促進	III	○(埋没)
53	伊島海岸(伊島地区)	農(村)	阿南市	497	B	—	C	配慮	維持	環境調和	III	○(高潮)

アセスメント評価(津波)は、最大級である1854年安政南海地震を想定してシミュレーションした津波を基本とするが、実際においては各対象海岸の背後状況や地域のニーズに応じて生活環境等を総合的に判断して設定する。また、津波が堤防を越える危険性がないため、評価を行っている地区は「—」で表示している。

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を ■ で示す。

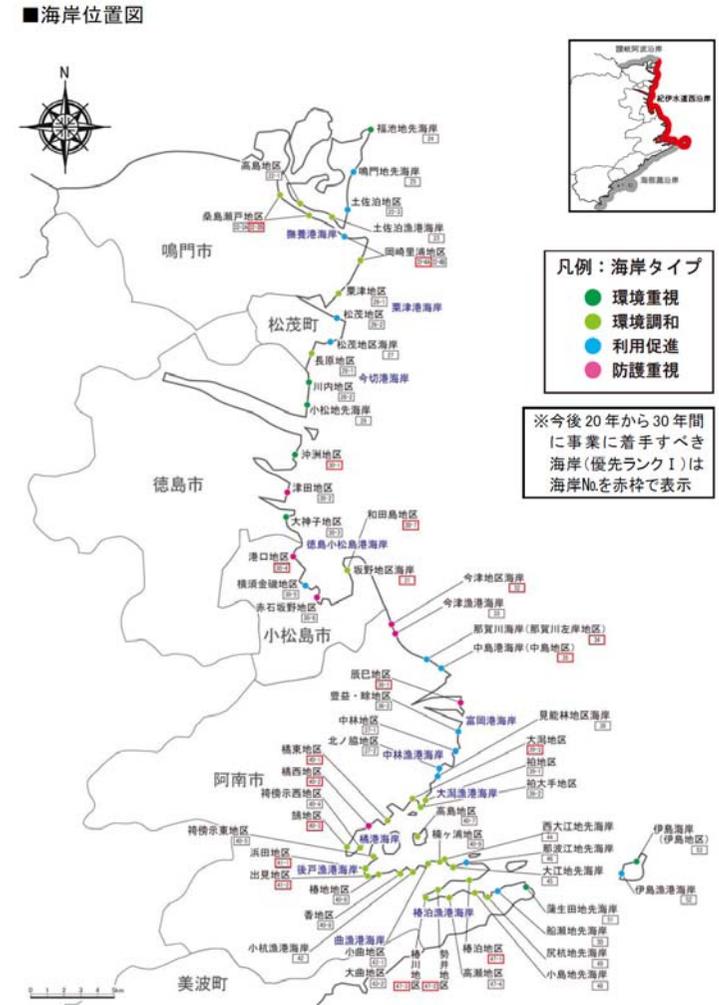
NO.	海岸名	所管	関係市町	安全幅員 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護区		埋没面						
					津波	高潮	浸食	背後地		埋没面	利用面		
42	小杭漁港海岸	農水(水産)	阿南市	750	A	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
43-1	曲瀬港海岸(小曲地区)	農水(水産)	阿南市	99	B	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
43-2	曲瀬港海岸(大曲地区)	農水(水産)	阿南市	0	A	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
44	西大江地先海岸	国土(水管理)	阿南市	160	A	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
45	大江地先海岸	国土(水管理)	阿南市	379	B	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
46	那波江地先海岸	国土(水管理)	阿南市	426	A	C	—	D	—	配慮	促進	利用促進	
47-1	樟泊漁港海岸(樟泊地区)	農水(水産)	阿南市	2944	A	A	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高瀬
47-2	樟泊漁港海岸(野井地区)	農水(水産)	阿南市	823	A	C	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高瀬
47-3	樟泊漁港海岸(樟川地区)	農水(水産)	阿南市	1830	A	A	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高瀬
47-4	樟泊漁港海岸(高瀬地区)	農水(水産)	阿南市	781	A	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
48	小島地先海岸	国土(水管理) 農水(農(村))	阿南市	390	B	A	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
49	尻杭地先海岸	国土(水管理) 農水(農(村))	阿南市	410	A	B	B	D	—	配慮	維持	環境調和	
50	船瀬地先海岸	国土(水管理) 農水(農(村))	阿南市	310	B	C	C	D	—	配慮	促進	利用促進	
51	藤生田地先海岸	国土(水管理) 農水(農(村))	阿南市	810	B	A	B	C	II	保安	配慮	環境調和	
52	伊島漁港海岸	農水(水産)	阿南市	300	C	B	—	D	—	配慮	促進	利用促進	
53	伊島海岸(伊島地区)	農水(農(村))	阿南市	497	C	A	—	C	II	保安	維持	環境調和	

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を ■ で示す。

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画新旧対照

紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画

第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項 1. 海岸保全施設をしようとする区域 1-2. 整備対象海岸の選定及び優先度の評価



旧

新